



山形県公報

平成17年4月5日(火)
第1632号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                               |                     |
|-------------------------------|---------------------|
| 県議会定例会の閉会.....                | (財 政 課) ...389      |
| 特定計量器の定期検査の実施.....            | (産業政策課) ... 同       |
| 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了.....      | (農村計画課) ...393      |
| 同 .....                       | ( 同 ) ... 同         |
| 土地改良区の役員の就任の届出.....           | (村山総合支庁農村計画課) ... 同 |
| 都市計画の変更の案の縦覧.....             | (都市計画課) ...394      |
| 同 .....                       | ( 同 ) ... 同         |
| 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧..... | ( 同 ) ... 同         |
| 同 .....                       | ( 同 ) ...395        |
| 道路の区域の変更.....                 | (村山総合支庁建設総務課) ... 同 |

### 教育委員会関係

### 告 示

山形県指定有形文化財の指定の解除..... 同

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第311号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により平成17年2月22日招集した山形県議会定例会は、同年3月18日閉会した。

平成17年4月5日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 山形県告示第312号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成17年4月5日

山形県知事 齋 藤 弘

| 検査区域  | 検査対象<br>特定計量器                              | 検査 期 日     |                       | 検査場所       | 検査を実施する<br>指定定期検査機<br>関の名称 |
|-------|--------------------------------------------|------------|-----------------------|------------|----------------------------|
| 山 辺 町 | 計量法施行<br>令第10条に<br>規定する非<br>自動はかり<br>(表示部が | 平成17年5月9日  | 午前10時から<br>午前11時30分まで | 作谷沢ふれあい自然館 | 社団法人<br>山形県計量協会            |
|       |                                            | 同          | 午後1時から<br>午後3時まで      | 大寺多目的集会施設  |                            |
|       |                                            | 平成17年5月10日 | 午前10時から<br>午後3時まで     | 中央公民館      |                            |

|       |                                |                        |                        |                   |
|-------|--------------------------------|------------------------|------------------------|-------------------|
| 米 沢 市 | 電気式のもの<br>を除く)、<br>分銅及びお<br>もり | 平成17年5月12日             | 午前11時から<br>正 午まで       | 板 谷 公 民 館         |
|       |                                | 同                      | 午後1時30分から<br>午後3時まで    | 万世コミュニティセン<br>ター  |
|       |                                | 平成17年5月13日             | 午前10時30分から<br>正 午まで    | 山 上 公 民 館         |
|       |                                | 同                      | 午後1時30分から<br>午後3時30分まで | 上 郷 公 民 館         |
|       |                                | 平成17年5月16日             | 午前10時から<br>正 午まで       | 窪 田 公 民 館         |
|       |                                | 同                      | 午後1時30分から<br>午後3時まで    | 広 幡 公 民 館         |
|       |                                | 平成17年5月17日             | 午前10時30分から<br>午前11時まで  | 田 沢 公 民 館         |
|       |                                | 同                      | 午前11時30分から<br>正 午まで    | 三沢コミュニティセン<br>ター  |
|       |                                | 同                      | 午後1時30分から<br>午後3時まで    | 南 原 公 民 館         |
|       |                                | 平成17年5月18日             | 午前10時から<br>正 午まで       | 西 部 公 民 館         |
|       |                                | 同                      | 午後1時30分から<br>午後3時30分まで | 東部コミュニティセン<br>ター  |
|       |                                | 平成17年5月19日             | 午前10時から<br>午後3時まで      | ふ れ あ い プ ラ ザ     |
|       |                                | 平成17年5月20日             | 午前10時から<br>午後3時まで      | 北 部 集 会 所         |
|       |                                | 中 山 町                  | 平成17年5月25日             | 午前10時から<br>午後3時まで |
| 西 川 町 | 平成17年6月6日                      | 午前11時から<br>正 午まで       | 西川町役場大井沢支所             |                   |
|       | 同                              | 午後1時30分から<br>午後3時30分まで | 西 川 町 役 場              |                   |
| 朝 日 町 | 平成17年6月7日                      | 午前10時から<br>午後3時まで      | 朝日町開発センター              |                   |
| 大 江 町 | 平成17年6月8日                      | 午前10時から<br>午後3時まで      | 大江町民ふれあい会館             |                   |
| 河 北 町 | 平成17年6月9日                      | 午前10時から<br>正 午まで       | 溝 延 研 修 セ ン タ ー        |                   |
|       | 同                              | 午後1時から<br>午後3時まで       | 西 里 改 善 セ ン タ ー        |                   |
|       | 平成17年6月10日                     | 午前10時から<br>午後3時まで      | 河北地域職業訓練セン<br>ター       |                   |
| 南 陽 市 | 平成17年6月14日                     | 午前10時から<br>正 午まで       | 中 川 公 民 館              |                   |
|       | 同                              | 午後1時30分から<br>午後3時まで    | 吉 野 公 民 館              |                   |
|       | 平成17年6月15日                     | 午前10時から<br>午後3時まで      | 南陽市文化センター              |                   |
|       | 平成17年6月16日                     | 午前10時から<br>午後11時30分まで  | 梨 郷 公 民 館              |                   |

|     |            |                        |                     |       |
|-----|------------|------------------------|---------------------|-------|
| 酒田市 | 同          | 午後1時から<br>午後3時まで       | 南陽市役所               |       |
|     | 平成17年6月17日 | 午前10時から<br>午後3時まで      |                     |       |
|     | 平成17年6月20日 | 午後1時から<br>午後2時30分まで    | 本楯公民館               |       |
|     | 同          | 午後3時から<br>午後4時まで       | 東平田公民館              |       |
|     | 平成17年6月21日 | 午前9時30分から<br>午後4時まで    | 酒田勤労者福祉センター         |       |
|     | 平成17年6月22日 | 午前9時30分から<br>午後4時まで    |                     |       |
|     | 平成17年6月23日 | 午前9時30分から<br>正午まで      |                     |       |
|     | 同          | 午後1時30分から<br>午後2時30分まで | 新堀公民館               |       |
|     | 同          | 午後3時から<br>午後4時まで       | 黒森公民館               |       |
|     | 平成17年6月24日 | 午前10時30分から<br>正午まで     | 飛島連絡所               |       |
|     | 平成17年6月27日 | 午後1時から<br>午後4時まで       | 酒田勤労者福祉センター         |       |
|     | 平成17年6月28日 | 午前9時30分から<br>午後2時まで    |                     |       |
|     | 遊佐町        | 平成17年7月4日              | 午後1時から<br>午後3時30分まで | 吹浦公民館 |
|     |            | 平成17年7月5日              | 午前9時30分から<br>午後3時まで | 遊佐町役場 |
| 八幡町 | 平成17年7月6日  | 午前9時30分から<br>午後2時30分まで | 八幡町役場               |       |
| 松山町 | 平成17年7月7日  | 午後1時から<br>午後4時まで       | 松嶺公民館               |       |
| 平田町 | 平成17年7月8日  | 午前9時30分から<br>午後2時30分まで | 平田町農村環境改善センター       |       |
| 川西町 | 平成17年7月11日 | 午前10時30分から<br>午後3時まで   | 川西町民総合体育館           |       |
|     | 平成17年7月12日 | 午前10時30分から<br>午後3時まで   |                     |       |
| 高畠町 | 平成17年7月14日 | 午前10時から<br>正午まで        | 和田地区公民館             |       |
|     | 同          | 午後1時30分から<br>午後3時30分まで | 糠野目生涯学習センター         |       |
|     | 平成17年7月15日 | 午前10時から<br>午前11時30分まで  | 二井宿地区公民館            |       |
|     | 同          | 午後1時から<br>午後3時まで       | 中央公民館               |       |
| 上山市 | 平成17年7月28日 | 午前9時30分から<br>午後3時まで    | 上山市役所               |       |
|     | 平成17年7月29日 | 午前9時30分から<br>午後3時まで    |                     |       |

|       |            |                       |               |
|-------|------------|-----------------------|---------------|
| 小 国 町 | 平成17年8月3日  | 午前11時から<br>午後3時まで     | 小国町民総合体育館     |
| 飯 豊 町 | 平成17年8月4日  | 午後10時から<br>午後3時まで     | 飯豊町町民総合センター   |
| 白 鷹 町 | 平成17年8月5日  | 午前10時から<br>午後3時まで     | 白鷹町役場(西側車庫)   |
| 長 井 市 | 平成17年8月25日 | 午前10時から<br>午後3時まで     | 長 井 市 役 所     |
|       | 平成17年8月26日 | 午前10時から<br>午後3時まで     |               |
| 寒河江市  | 平成17年9月5日  | 午前10時から<br>午前11時30分まで | 柴 橋 地 区 公 民 館 |
|       | 同          | 午後1時から<br>午後3時まで      | 西 部 地 区 公 民 館 |
|       | 平成17年9月6日  | 午前9時30分から<br>午後3時まで   | 寒 河 江 市 役 所   |
|       | 平成17年9月7日  | 午前9時30分から<br>午後3時まで   |               |

| 検査区域  | 検査対象<br>特定計量器                                     | 検 査 期 日                                           | 検 査 場 所                                  | 検査を実施する<br>指定定期検査機<br>関の名称 |
|-------|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------|------------------------------------------|----------------------------|
| 米 沢 市 | 計量法施行<br>令第10条に<br>規定する非<br>自動はかり、<br>分銅及び<br>おもり | 自 平成17年5月23日<br>至 平成17年12月22日<br>(指定定期検査機関が指定する日) | 検査対象特定計量器の所<br>在の場所又は指定定期検<br>査機関が指定する場所 | 社団法人<br>山形県計量協会            |
| 酒 田 市 |                                                   |                                                   |                                          |                            |
| 寒河江市  |                                                   |                                                   |                                          |                            |
| 上 山 市 |                                                   |                                                   |                                          |                            |
| 長 井 市 |                                                   |                                                   |                                          |                            |
| 南 陽 市 |                                                   |                                                   |                                          |                            |
| 山 辺 町 |                                                   |                                                   |                                          |                            |
| 中 山 町 |                                                   |                                                   |                                          |                            |
| 河 北 町 |                                                   |                                                   |                                          |                            |
| 西 川 町 |                                                   |                                                   |                                          |                            |
| 朝 日 町 |                                                   |                                                   |                                          |                            |
| 大 江 町 |                                                   |                                                   |                                          |                            |
| 高 畠 町 |                                                   |                                                   |                                          |                            |
| 川 西 町 |                                                   |                                                   |                                          |                            |

|                                           |  |  |  |
|-------------------------------------------|--|--|--|
| 小国町                                       |  |  |  |
| 白鷹町                                       |  |  |  |
| 飯豊町                                       |  |  |  |
| 遊佐町                                       |  |  |  |
| 八幡町                                       |  |  |  |
| 松山町                                       |  |  |  |
| 平田町                                       |  |  |  |
| 上記以外の<br>検査区<br>域で検査<br>を希望す<br>る者の区<br>域 |  |  |  |

山形県告示第313号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成17年4月5日

山形県知事 齋藤 弘

| 事業名               | 地区名 | 工事完了年月日     |
|-------------------|-----|-------------|
| 県営ため池等整備事業(用排水施設) | 横川堰 | 平成16年10月20日 |

山形県告示第314号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成17年4月5日

山形県知事 齋藤 弘

| 事業名          | 地区名  | 工事完了年月日    |
|--------------|------|------------|
| 県営かんがい排水事業   | 村山北部 | 平成16年3月31日 |
| 広域営農団地農道整備事業 | 庄内東部 | 平成6年11月21日 |

山形県告示第315号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、上山市土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成17年4月5日

山形県知事 齋藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏名   | 住所       |
|----------|------|----------|
| 理事       | 山口英男 | 上山市小倉2番地 |

## 山形県告示第316号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により次の都市計画を変更するため、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成17年4月5日

山形県知事 齋藤 弘

## 1 都市計画の種類及び名称

(1) 種類 酒田都市計画緑地

(2) 名称 1号 西山緑地

## 2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分 酒田市大字高砂字能登山地内

(2) 削除する部分 酒田市大字高砂字能登山地内

## 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間 平成17年4月6日から平成17年4月19日まで

(2) 場所 土木部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課並びに酒田市役所

## 4 その他

この都市計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

## 山形県告示第317号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により次の都市計画を変更するため、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成17年4月5日

山形県知事 齋藤 弘

## 1 都市計画の種類及び名称

(1) 種類 酒田都市計画公園

(2) 名称 5・6・1号 光ヶ丘公園

## 2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分 酒田市光ヶ丘三丁目及び五丁目並びに大字高砂字能登山地内

(2) 削除する部分 酒田市光ヶ丘一丁目、二丁目、三丁目及び五丁目地内

## 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間 平成17年4月6日から平成17年4月19日まで

(2) 場所 土木部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課並びに酒田市役所

## 4 その他

この都市計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

## 山形県告示第318号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき南陽市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成17年4月5日

山形県知事 齋藤 弘

## 1 変更に係る都市計画の種類及び名称

南陽都市計画用途地域

## 2 縦覧の場所

土木部都市計画課

山形県告示第319号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき村山市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成17年4月5日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 村山都市計画下水道
  - (2) 名称 村山公共下水道
- 2 縦覧の場所
  - 土木部都市計画課

山形県告示第320号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成17年4月5日から同年4月18日まで縦覧に供する。

平成17年4月5日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形上山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                 | 旧新の別 | 敷地の幅員             | 延 長                 |
|-------------------------------------|------|-------------------|---------------------|
| 上山市金瓶字山ノ上13番8から<br>同 弁天二丁目530番64まで  | 旧    | 22.0メートル<br>7.0   | 687 <sup>メートル</sup> |
| 同 上                                 | 新    | 22.0メートル<br>7.0   | 同 上 <sup>メートル</sup> |
| 上山市金瓶字山ノ上351番4から<br>同 弁天二丁目530番64まで | 新    | 203.0メートル<br>30.2 | 1,021               |

**教育委員会関係**

告 示

山形県教育委員会告示第6号

山形県文化財保護条例(昭和30年8月県条例第27号)第5条第1項の規定により、次の山形県指定有形文化財の指定を解除する。

平成17年4月5日

山形県教育委員会  
 委員長 伊 藤 晴 夫

| 種 別       | 名 称                 | 員 数 | 旧 所 有 者 | 旧 所 有 者 の 住 所 |
|-----------|---------------------|-----|---------|---------------|
| 工 芸 品 の 部 | 三所物 麟、鳳、亀、龍文、船田一琴作  | 1組  | 後 藤 豊 治 | 酒田市大字豊原       |
| 絵 画 の 部   | 紙本淡彩隅田川鴻之台真景図巻 谷文晁筆 | 1巻  | 細 谷 巖   | 河北町谷地辛        |

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ | 行     | 誤                               | 正                              |
|------------|------------|-----|-------|---------------------------------|--------------------------------|
| 平成17. 2.22 | 第1620号     | 138 | 下から 1 | 酒田市千石町一丁目 1 番13号から              | 酒田市山居町一丁目 6 番 7 号から            |
| 同          | 同          | 139 | 1     | 同 上本町 2 番 2 号まで(上り<br>線に限る。)    | 同 本町一丁目73番まで(上り<br>線に限る。)      |
| 同          | 同          | 同   | 2     | 酒田市本町一丁目73番から                   | 酒田市上本町 2 番 2 号から               |
| 同          | 同          | 同   | 3     | 同 山居町一丁目 6 番 7 号まで<br>(下り線に限る。) | 同 千石町一丁目 1 番13号まで<br>(下り線に限る。) |